

香川高等専門学校 AI 社会実装教育研究本部規則

令和2年1月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「規則」という。）第17条第4項の規定に基づき、香川高等専門学校 AI 社会実装教育研究本部（以下「AI 本部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 AI 本部は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究資源やその成果を用いて、AI 及びその基盤となるデータサイエンス等の教育プログラムを実施することにより、創造的なアイデア及びそのアイデアを社会に実装するための行動力を有する人材を育成し、AI の基礎教育及び応用研究を行う学生、研究者及び地域企業等の拠点として機能することを目的とする。

2 AI 本部は、地域の AI 教育研究施設として、各キャンパスに AI 社会実装教育研究センター（以下「各キャンパスセンター」という。）を置く。

(業務)

第3条 AI 本部は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 本校学生の AI 人材育成に関すること。
- 二 社会実装教育を中心とする地域と連携した教育に関すること。
- 三 AI 人材育成に係る出前講座、遠隔講義に関すること。
- 四 一般社団法人みとよ AI 社会推進機構 (MAiZM) との連携事業に関すること。
- 五 AI 本部及び各キャンパスセンターの管理運営及び利用計画に関すること。
- 六 その他 AI 本部の目的を達成するために必要と認められること。

(AI 本部)

第4条 AI 本部に次に掲げる教職員を置く。

- 一 本部長
- 二 副本部長
- 三 本部員

2 本部長及び副本部長は、本校の教授又は准教授のうちから校長が任命する。

3 本部長は、AI 本部の業務を統括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があったときは、その職務を代行する。

5 本部員は、本部長及び副本部長の推薦に基づき、校長が任命する。

6 本部員は、本部の業務を処理する。

7 本部長及び副本部長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

8 本部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(各キャンパスセンター)

第5条 各キャンパスセンターに、次に掲げる教職員を置く。

一 センター長

二 副センター長

三 センター員

2 センター長は、本部長及び副本部長が兼務し、校長が任命する。

3 センター長は、各キャンパスセンターの業務を統括する。

4 副センター長は、本校教員のうちからセンター長の推薦に基づき、校長が任命する。

5 各キャンパスセンター副センター長は、センター長を補佐する。

6 センター長及び副センター長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 センター員は、各キャンパスの本部員が兼務し、各キャンパスセンターの業務を処理する。

(委員会)

第6条 AI本部の円滑な運営を図るため、香川高等専門学校AI社会実装教育研究本部委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 AI本部に係る事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、AI本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。